



特許権の権利範囲解釈におけるダブルスタンダードの実態と企業競争力への影響

近年、企業の知財戦略において、自社特許の権利範囲を保守的に解釈する一方で、他社特許については侵害リスクを回避するため広範囲に解釈するというダブルスタンダードの問題が指摘されている。この実態は、リスクヘッジという観点では理解できるものの、企業の技術開発意欲を削ぎ、結果的に競争力の低下を招く可能性が懸念される。本調査では、114件の専門資料を分析し、現在の企業実務の実態、専門家の見解、先進企業の事例を通じて、この問題の本質と改善策を明らかにした。

特許権の権利範囲決定における法的原則

技術的範囲の確定方法

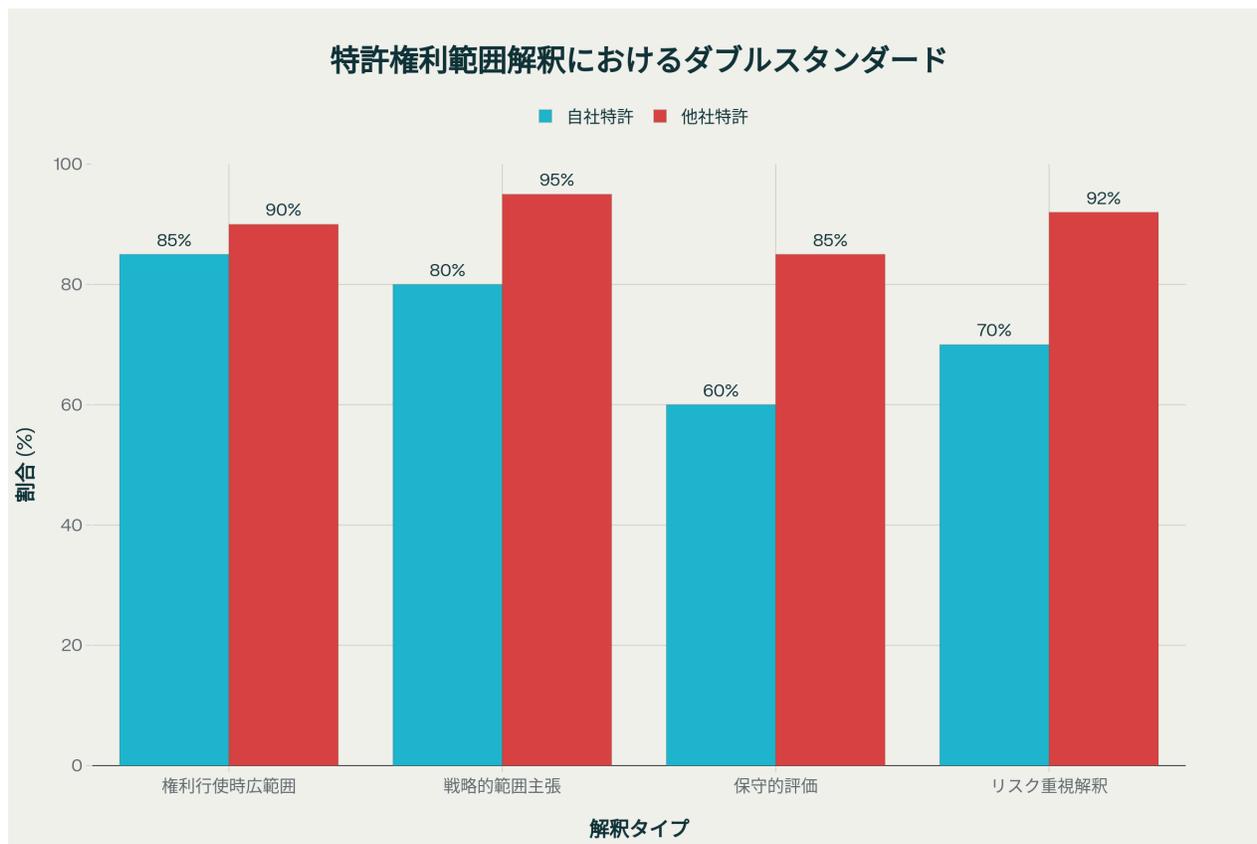
特許発明の技術的範囲は、特許法第70条に基づき確定される。第1項では「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定める」と規定され、第2項では「特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するときは、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮する」とされている。^[1]

実務における技術的範囲の確定は、以下の手順で行われる：^{[2] [1]}

1. **特許請求の範囲の分説:** 特許発明を構成要件に分解
2. **対象製品の構成把握:** 侵害が疑われる製品の構成を分析
3. **構成要件対比:** 各構成要件と対象製品の対応関係を検証

均等論の適用

文言上の侵害が認められない場合でも、均等論により侵害が成立する場合がある。最高裁判所は、置換可能性、置換容易性、本質的部分の非同一性などの要件を設定し、特許権の実効的保護を図っている。これにより、特許請求の範囲の記載から若干の相違があっても、本質的に同一の技術については侵害と判断される可能性が生じている。^{[1] [3] [4]}



企業における特許権利範囲解釈のダブルスタンダード傾向を示すグラフ

企業実務における他社特許の権利範囲解釈

クリアランス調査における保守的傾向

企業が新製品開発時に実施するクリアランス調査（FTO調査）では、他社特許の侵害リスクを回避するため、権利範囲を広く解釈する傾向が顕著である。具体的には、特許請求の範囲の記載よりも広い技術範囲まで侵害の可能性があるものとして評価し、設計変更や回避策の検討を行う企業が多い。^[5]
^[6] ^[7]

この背景には、以下の要因がある：^[6] ^[5]

- **訴訟リスクの最小化:** 特許侵害訴訟による事業への影響を恐れる心理
- **均等論への対応:** 文言侵害を免れても均等侵害に問われるリスク
- **損害賠償の回避:** 侵害が認定された場合の金銭的損失への懸念
- **事業継続性の確保:** 差止請求による製品販売停止のリスク回避

専門家による権利範囲評価の慎重さ

弁理士や知財コンサルタントによる他社特許の評価においても、クライアント企業のリスク回避を重視した保守的な解釈が一般的である。特に、権利範囲の境界が曖昧な場合、「侵害のおそれあり」として判断される傾向が強い。^[6] ^[8]

企業における自社特許の権利範囲主張

権利行使時の戦略的解釈

自社特許を他社の侵害に対して行使する際、企業は可能な限り広い権利範囲を主張する戦略を取る。これは、以下の目的を達成するためである：^[9] ^[10]

- **競合製品の排除:** 市場から競合品を締め出すことによる独占的地位の確保
- **ライセンス収入の獲得:** 権利範囲を広く解釈することでライセンス対象を拡大
- **交渉力の強化:** クロスライセンス交渉における有利な立場の構築

戦略的な特許ポートフォリオ構築

先進企業では、「攻めの特許」と「守りの特許」を意識的に区別し、戦略的なポートフォリオを構築している。攻めの特許では他社の重要技術を改良・包囲する権利を取得し、守りの特許では自社のコア技術を幅広くカバーする権利網を形成している。^[11] ^[12] ^[13]

ダブルスタンダード解釈の問題点とリスク回避志向

過度なリスク回避の弊害

企業知財部門におけるダブルスタンダードな解釈は、**過度なリスク回避志向**に起因している。この傾向は以下の問題を引き起こす可能性がある：^[14] ^[15]

1. **技術開発の萎縮効果:** 他社特許を過度に広く解釈することで、本来可能であった技術開発を自己規制
2. **イノベーションの阻害:** 新規技術への投資意欲の低下
3. **市場参入機会の逸失:** 実際には侵害に該当しない技術についても開発を断念
4. **競争力の相対的低下:** 保守的すぎる解釈により競合他社に対する優位性を失う

法務・知財部門の保守的判断

企業の法務・知財部門は、その性質上リスクの最小化を重視する傾向にある。しかし、この保守的姿勢が行き過ぎると、事業部門の技術革新や新市場参入を過度に制約する結果となる。^[14] ^[16] ^[17] ^[18]

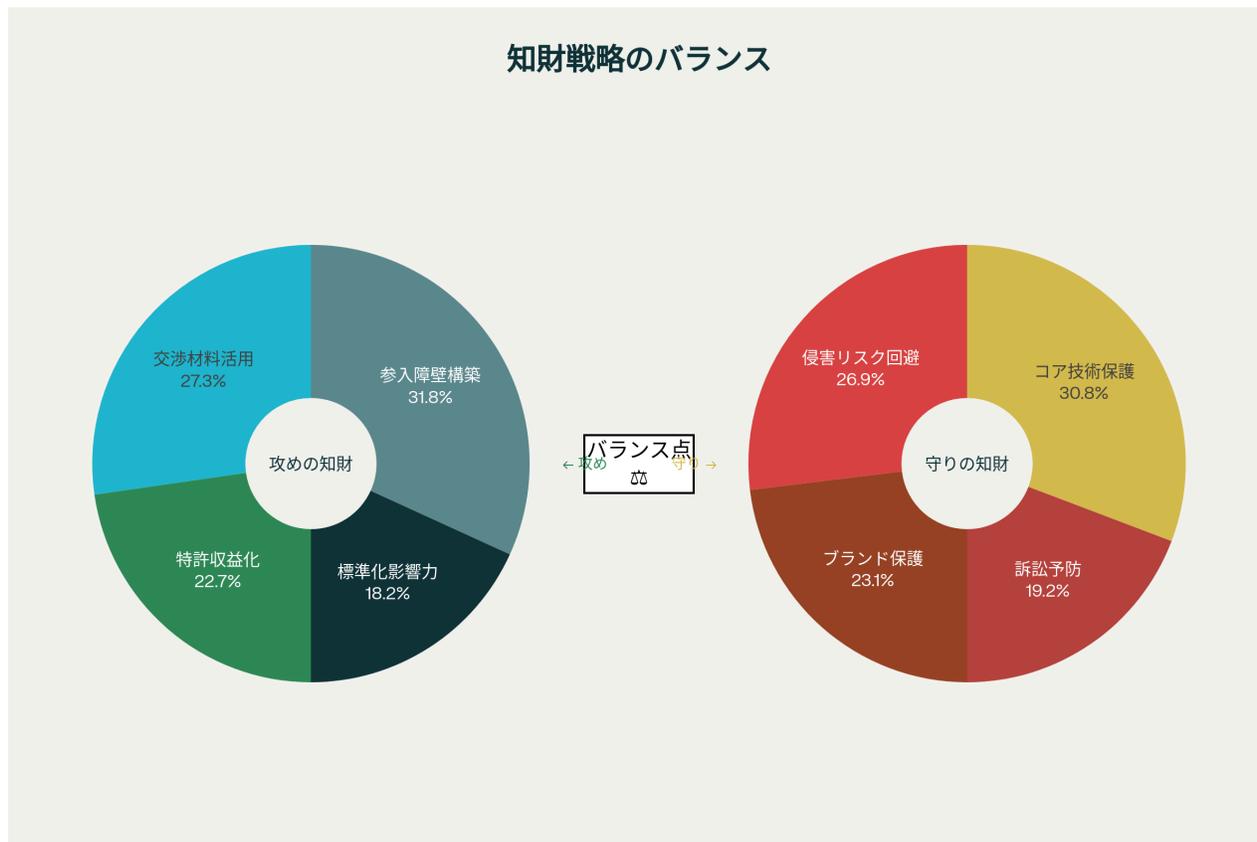
攻めと守りの知財戦略における適切なバランス

攻めの知財戦略の重要性

現代の企業経営において、知的財産は「守る」だけでなく「攻める」ツールとしての活用が重要である。攻めの知財戦略には以下の要素が含まれる：^[11] ^[12] ^[19]

- **ライセンス収益の創出:** 自社技術を他社に供与することによる収益化
- **標準化への影響:** 業界標準の策定において自社技術を組み込み
- **他社との協業促進:** 特許を交渉材料とした戦略的パートナーシップの構築

- **新市場の創造:** 知財を活用した新たなビジネスモデルの展開



攻めと守りの知財戦略バランスを示す概念図

守りの知財戦略の必要性

一方で、守りの知財戦略も企業の安定的成長には不可欠である。適切な守りの戦略には以下が含まれる：[\[11\]](#) [\[20\]](#)

- **コア技術の保護:** 自社の競争力源泉となる技術の排他的確保
- **ブランド価値の維持:** 商標権等による自社ブランドの保護
- **侵害リスクの管理:** 他社権利の適切な調査と回避策の実施
- **訴訟対応能力:** 知財紛争に対する組織的対応体制の構築

先進企業における攻守バランスの実践

キャノンや三菱電機などの先進企業では、攻守のバランスを取った知財戦略を実践している。これらの企業では、以下のような取り組みが行われている：[\[10\]](#) [\[21\]](#) [\[22\]](#) [\[23\]](#)

- **社長直轄の知財組織:** 経営戦略と直結した知財活動の実施
- **事業戦略との一体化:** 技術開発計画と知財戦略の同期
- **国際的な権利網構築:** グローバル市場を見据えた特許ポートフォリオの形成
- **オープンイノベーション:** 他社との協業を前提とした知財活用

専門家による評価と提言

弁理士・知財コンサルタントの見解

知財専門家の間では、企業のダブルスタンダード的解釈について懸念が示されている。特に以下の点が指摘されている：[24] [25] [26]

- **客観的評価の重要性:** 立場によって解釈を変えるのではなく、法的根拠に基づく一貫した評価
- **事業戦略との整合:** リスク回避だけでなく、事業成長への貢献を考慮した知財戦略
- **専門知識の活用:** 弁理士等の専門家による適切な権利範囲の解釈サポート

知財制度改革への提言

学識経験者からは、現行制度の問題点として以下が指摘されている：[27] [28]

- **審査基準の明確化:** 特許の権利範囲に関する予測可能性の向上
- **均等論の運用改善:** 過度に広範な適用による萎縮効果の防止
- **損害賠償制度の見直し:** 適正な賠償額の算定による制度の健全化

先進企業の知財戦略事例

リスク管理と事業貢献のバランス

特許庁の「経営における知的財産戦略事例集」に掲載された先進企業の事例分析から、以下の成功要因が抽出される：[22] [29] [30]

1. **経営層の関与:** CEOレベルでの知財戦略への直接的な関与
2. **部門横断的連携:** 研究開発、事業企画、知財部門の密接な協力
3. **データ活用:** 特許情報を活用した市場分析と技術動向の把握
4. **グローバル視点:** 国際的な事業展開を見据えた包括的な権利取得

オープンクローズ戦略の実践

マイクロソフト、IBM等の海外企業では、コア技術をクローズ（独占）し、周辺技術をオープン（公開・標準化）にするオープンクローズ戦略を巧妙に実践している。この戦略により、以下の効果を得ている：[12] [23] [31]

- **エコシステムの構築:** 自社技術の中核とした産業生態系の形成
- **市場拡大:** 標準化による技術の普及と市場規模の拡大
- **競争優位の維持:** コア技術の独占による長期的な収益確保

現代企業経営における求められる知財活動

客観的かつ戦略的な権利範囲評価

現代の企業経営において求められるのは、立場に左右されない客観的な特許権利範囲の評価である。これには以下の要素が重要となる：

- **法的根拠に基づく判断:** 感情的・主観的要因を排除した客観的評価
- **定量的リスク分析:** 確率論的アプローチによるリスクの数値化
- **機会損失の考慮:** リスク回避により失われる事業機会のコスト計算
- **継続的モニタリング:** 市場環境の変化に応じた評価の見直し

攻守バランスの取れた知財活動

企業が持続的成長を実現するためには、守り一辺倒ではなく、攻守のバランスが取れた知財活動が必要である。具体的には：^{[11] [32] [33]}

守りの活動:

- コア技術の確実な権利化
- 侵害リスクの適切な評価と対応
- ブランド価値の保護
- 営業秘密の管理強化

攻めの活動:

- 他社との協業を見据えた権利取得
- ライセンス事業による収益創出
- 標準化活動への積極参加
- オープンイノベーションの推進

組織体制の整備

効果的な知財戦略の実践には、適切な組織体制の整備が不可欠である。先進企業では以下のような体制が構築されている：^{[34] [35] [36]}

- **経営直結型組織:** 知財部門の経営戦略への直接的関与
- **事業部連携強化:** 各事業部門との密接な情報共有と協力
- **外部専門家活用:** 弁理士、コンサルタント等との戦略的パートナーシップ
- **国際対応力:** グローバルな知財活動に対応できる人材と体制

結論：バランス重視の知財戦略への転換

本調査により、企業の知財活動において見られるダブルスタンダードは、過度なリスク回避志向に起因する問題であることが明らかになった。このような保守的すぎる姿勢は、短期的にはリスクを回避できても、長期的には企業の競争力低下をもたらす可能性が高い。

現代の企業経営に求められるのは、リスク管理と事業成長機会の創出を両立させる**バランス重視の知財戦略**である。これには、客観的な権利範囲評価、攻守バランスの取れた活動、そして組織的な体制整備が不可欠となる。

特に、知財部門は単なるリスク回避部門から、事業成長を支援する戦略部門への変革が求められている。この変革を通じて、企業は知的財産を真の競争力源泉として活用し、持続的な成長を実現することが可能となるであろう。^{[37] [38] [39]}

今後の企業知財活動においては、ダブルスタンダードを解消し、一貫性と戦略性を持った知財マネジメントの実践が、企業の競争力向上と日本経済全体の発展に寄与することが期待される。

✻

1. <https://www.koyamapat.jp/2019/05/02/claims/>
2. <https://www.patent.gr.jp/articles/p4532/>
3. <https://www.jp-bengoshi.com/archives/3697>
4. <https://tokkyo-lab.com/co/kintouroun-toha>
5. <https://kobaipo.jp/blog/institution/特許権の権利範囲はどのように決まるのか？～権/>
6. https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/sangyozaisan/document/sangyou_zaisanhou/h6_kaisei_4.pdf
7. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3193>
8. <https://www.inoue-patent.com/post/patente-equivalents>
9. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3260>
10. <https://www.city-yuwa.com/precedent/16632/>
11. [https://www.jp-bengoshi.com/archives/1596](https://www.soei.com/特許/欧州「クレームの解釈における明細書及び/12. <a href=)
13. https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/Outline_of_Japanese_Patent_Law_j.pdf
14. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/property/property_6/each/08.pdf
15. http://imaokapat.biz/_HPB_Recycled/yougo501-600/yougo_detail526.html
16. <https://www.kjpaa.jp/qa/46359.html>
17. https://www.jstage.jst.go.jp/article/sfj/57/5/57_5_337/_pdf/-char/ja
18. <https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/200910news.pdf>
19. https://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/jitsumu/m_kenri.htm
20. <https://i-l.info/column/3446/>
21. <https://www.businesslawyers.jp/practices/326>
22. <https://note.com/tsunobuchi/n/n835195a7f2b2>

23. <https://www.techno-producer.com/column1min/basic-decision-to-avoid-patent-infringement/>
24. <https://www.jpds.co.jp/info/IPknowledge/vol-43.html>
25. <https://newji.ai/procurement-purchasing/domestic-international-patent-interpretation-tips-and-practical-countermeasures-guide/>
26. <https://innovative-journey.com/patent/research/clearance-898.html>
27. <https://nakatsuji-ip.com/infringement-prevention-searches-invalidation-searches-expert-opinions/where-is-line-of-patent-infringement/>
28. <https://www.tateishi-ip.com/index.files/patentclearance.htm>
29. <https://www.j-techno.co.jp/seminar/seminar-12381/>
30. <https://nihon-ir.jp/service/patentsearch-solution/purpose/patent-clearance-search/>
31. <https://media.emuniinc.jp/2025/05/29/patent-infringement/>
32. <https://masakazu-kobayashi.hatenablog.com/entry/2020/09/24/211152>
33. http://www.jpipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2016_10_1236.pdf
34. <https://aztec.co.jp/news/columns/2340>
35. <https://www.interbrain-ip.com/column/54>
36. <https://www.ip-searcher.co.jp/archives/kensakukouza/kandokoro5>
37. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/senryaku_wg/document/07-shiryou/aper05_v2.pdf
38. <https://lexceed.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/侵害予防調査についての一考察.pdf>
39. https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/chizaijuku/24FY/2_koenshiryou.pdf